

(表)

屋外広告物 (掲出物件) 自己点検結果報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
報告者 氏 名
(法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名)

次のとおり三重県屋外広告物条例第11条の規定により報告します。

1 屋外広告物の概要

(1) 既 許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
(2) 表示(設置)場所	
(3) 設 置 年 月 日	年 月 日
(4) 点 検 日	年 月 日

2 点検結果

点 検 項 目	異常の有無	改 善 の 概 要	
		改 善 年 月	改善の内容
(1) 基礎及び取付 (支持) 部分の変形、 腐食、亀裂等	有 ・ 無		
(2) 主要部材の変形、腐食、劣化等	有 ・ 無		
(3) ボルト、ビス等のさび、緩み、脱落等	有 ・ 無		
(4) 表示面の汚染、変色又は剥離	有 ・ 無		
(5) 表示面の破損	有 ・ 無		
(6) 照明又はネオン設備等の異常	有 ・ 無		
(7) その他必要な点検箇所 () ()	有 ・ 無		

3 点検者等 (表示面積 1 m²以上で、かつ、高さ 4mを超える広告物の場合のみ記載)

(1) 氏 名	
(2) 住 所	TEL
(3) 資 格	☐ 屋外広告士 ☐ 建築士 ☐ 電気工事士 ☐ 電気主任技術者 ☐ 職業訓練指導員又は技能検定合格者 (帆布製品製造又は広告美術) ☐ 特定建築物調査員 ☐ その他 ()
(4) 広告物の種類	☐ 広告板 ☐ 広告塔 ☐ 屋上広告 ☐ サイン・ポール ☐ その他 ()

(裏)

- 備考 1 この報告書は、表示面積が1平方メートル以上の広告物について、屋外広告物許可申請書又は屋外広告物継続許可申請書に添えて提出してください。ただし、表示面積が1平方メートル未満のもの、掲出物件を新設するもの、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告を行つたものは除きます。
(定期報告を行つたものについては、定期報告書の写しを提出してください。)
- 2 □には、該当するものにレ印を記入してください。
- 3 「異常の有無」欄は、該当するものを○で囲み、異常があつた場合は「改善の概要」欄に改善した日付及び内容を記入してください。
- 4 点検後(異常があつた場合は改善後)の広告物又は掲出物件の写真(申請の日前二月以内に撮影したもので、広告物の安全性等を確認できるもの)を添えて提出してください。
- 5 表示面積が1平方メートル以上で、かつ、高さ4メートルを超える広告物は、点検者の資格を証明する書類の写しを添えて提出してください。
- 6 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者は、「3 点検者等」中の「(3)資格」中の「その他」に「点検技能講習修了」と記入してください。

(規格 A 4)

追加〔平成18年規則19号〕、一部改正〔平成23年規則8号・24年11号・25年7号・28年1号・令和2年規則95号〕、全面改正〔平成30年規則29号〕